

平成29年度事業計画

能美市地域福祉活動計画を基に、地域福祉の充実と推進を図るため、次の基本方針のもと、各項目及び事業に取り組みます。

基本方針1 住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

町（内）会、民生委員児童委員、福祉推進員、地域福祉委員会活動推進員、ボランティア、福祉施設、NPO、企業、行政等と協働し、福祉意識の醸成や見守り、支え合いのネットワークの形成及び地域における生活支援サービスのしくみづくりなどに取り組み、地域福祉活動、ボランティア活動等を通じた住民参加・住民主体の福祉のまちづくりを推進します。

基本方針2 住民一人ひとりの普段の生活の安心・安全を支援します。

高齢、障がい、子育ての分野にかかわらず、住民一人ひとりの普段の生活の中で、希望をもってその人らしい生き方や生活ができるよう、各種の相談支援事業、生活支援のためのサービス及び介護保険等のサービスを提供します。また、既存の制度では、対応しきれない福祉課題については、住民による地域福祉活動、ボランティア活動等と連携するなどし、制度、サービスの提供に加え、地域ぐるみでの厚みのある支援を行います。

【項目】

1. 住民参加による福祉のまちづくりへの働きかけ

- (1) 理事会、評議員会、委員会の開催
- (2) 会員会費の募集
- (3) 能美市社会福祉大会の開催
- (4) 能美市地域福祉活動計画の推進
- (5) 春 まち ぽかぽかプロジェクトの開催
- (6) 福祉、ボランティア情報の発信
- (7) 愛の福祉基金の運営

2. 社会福祉関係者が一体となった地域福祉の推進

- (1) 生活困窮者自立支援法や改正介護保険制度、子ども子育て支援制度等が、円滑に展開されるよう、研修会の開催や活動助成等を実施し、地域福祉委員会や民生委員児童委員等福祉関係者、福祉施設、企業等の地域福祉活動を支援します。
- (2) 高齢者、障がい者、子育て中の方々等の社会参加、ふれあい交流等の場所をつくるなどし、住民の身近な場所で、介護予防、生活支援、社会参加等ができるよう、生活支援体制の基盤整備を進めるとともに共生社会の構築に取り組みます。
- (3) 住民の方々からの困りごとに広く対応するため、職能団体、関係団体、ボランティアとも連携しながら、専門相談・当事者による相談等各種相談窓口の充実を図ります。
- (4) 既存の制度では、対応しきれない福祉課題については、共同募金財源等を活用するなどし、住民による地域福祉活動、ボランティア活動等と連携を図りながら、地域ぐるみで極め細やかなサービス提供に取り組みます。

3. 地域福祉活動をすすめる人材育成とその活動の支援（福祉教育）

- (1) ボランティア・コミュニティ活動支援センターの運営
- (2) ファミリー・サポート・センターの運営

4. 介護保険等の在宅サービスの提供

- (1) ヘルパーステーション能美の運営
- (2) 能美居宅介護支援事業所の運営

5. 寺井高齢者支援センター（地域包括支援センター）の運営

【事業内容】

1. 住民参加による福祉のまちづくりへの働きかけ

- (1) 理事会、評議員会、各種委員会の開催
 - ①理事会、評議員会、子育て応援委員会の開催
 - ②能美市地域福祉活動計画の推進委員会及び評価委員会の開催
 - ③ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会の開催
 - ④ファミリー・サポート・センター運営委員会の開催
 - ⑤各表彰審査会の開催
- (2) 会員会費制度の推進
 - ①7月推進月間

- (3) 社会福祉大会の開催
 - ①福祉功労者等表彰 8月6日(日)根上総合文化会館
- (4) 第2次能美市地域福祉活動計画の推進(福祉課題の調査、研究、企画)
 - ①ここに寄り添える人づくり委員会
 - ②地域見守りネットワークづくり委員会
 - ③支えあいのしくみづくり委員会
 - ④あたたかい地域づくりの会と評価委員会
 - ⑤●第2次計画まとめから第3次計画策定
- (5) 春 まち ぽかぽかプロジェクトの開催(2月上旬～3月上旬)
 - ①能美市地域福祉活動計画の進捗状況の報告
 - ②住民の地域福祉・ボランティア活動の紹介、報告
 - ③車いすを市内福祉施設等に贈呈(集まったブルタブを換金)
 - ④「能美たすかったわ〜大賞」募集、表彰
 - ⑤「能美ぽかぽかフォトコンテスト」募集、表彰
- (6) 福祉、ボランティア情報の発信
 - ①広報誌「ほほえみ」の発行(年4回)
 - ②地域福祉・ボランティア活動報告集の発行(年1回)
 - ③ホームページの運営(随時更新)
- (7) 愛の福祉基金

2. 社会福祉関係者が一体となった地域福祉の推進

(1) 住民が行う地域福祉活動への支援

【地域福祉委員会】 別記1

- ①地域福祉委員会活動ヒント探し講座「入門編」・「実践編」・「活動推進会議」の開催及び㊦町会・町内会への地域福祉に関する出前講座(福祉課・高齢者かがやき支援室・高齢者支援センター等との連携による)の開催
- ②組織運営や各種活動への助成
 - ア 委員会運営費
 - イ いきいきサロン活動(一人暮らし高齢者の昼食会やおでかけサロン含む)
 - ウ ●日常の生活を支援する助け合い活動の組織立ち上げ準備金および組織運営費
- ③いきいきサロン運営ボランティアの研修会と交流会開催
- ④福祉推進員の活動支援(活動費の助成、研修会開催等)
- ⑤地区担当職員を配し、伴走型の活動支援

【民生委員児童委員協議会】

- ①市及び3地区単位民児協の事務局を担当し、活動を支援

【福祉団体、福祉活動グループ】

- ①福祉団体の事務局を担当し、活動を支援
 - ア 老人クラブ連合会(市・3支部)

- イ 身体障害者福祉協議会（市・3支部）
- ウ 母子寡婦福祉連合会（市）
- ②地域福祉活動（地域ぐるみでの防災意識の啓発活動含む）を推進するグループや団体の事務局を担当し、活動を支援
 - ア 地域で障がい^{よち}を考える会「ともろっさ・能美」
 - イ まだまだ元気な高齢者サポートグループほがらか会（能美市における介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体のサービス）「通所型サービス B」に位置づけされる会）
 - ウ 能美市民防災ネットワーク
- ③生活支援のサービスを行う団体、NPO法人の地域福祉活動の支援
 - ア 能美市商工女性まちづくり研究会
 - イ 認定NPO法人えんがわ
 - ウ のみ商業協同組合

【福祉施設、福祉事業所等】

- ①地域と連携するための情報交換会の開催
 - ②介護、福祉に関する専門知識の研修会の開催
- (2) 生活支援、介護予防、社会参加への取り組み（生活支援体制の基盤整備）
- ①生活支援コーディネーター配置
 - ア 第1層（市全体）及び第2層（中学校区単位）に配置し、第1層・第2層のコーディネーター連絡会を開催（毎月1回）
 - イ 第3層（町会・町内会単位）生活支援コーディネーター（地域福祉委員会活動推進員）への活動支援
 - ②生活支援サービス推進協議体の運営
 - ア 地縁型支援部会
 - イ テーマ型支援部会
 - ウ 介護専門部会
 - ③生活支援サポーター（たすけあい・ライフサポーター）活動支援講座の開催
 - ④能美市の介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型サービス B」（住民主体のサービス）の運営（派遣・調整・サポーター連絡会の開催等含む）
 - ⑤ふれあいの場づくりの推進
 - ア 親子サロン（親子がふれあい集う場づくり）
 - 市内3ヶ所で開催するうち、「高齢者・就学前の子と親等の共生型サロン」のモデル事業として、粟生町の協力を得て、粟生町コミュニティセンターで実施
 - イ 絵本カフェ（拡大親子サロン）の開催（年3回）
 - ウ ほっとあんしんサロン（能美市介護を考える会の協力を得て、介護者等が話し合い集う場づくり）
 - エ 福耳ネット、ぬくもりサロン（視覚、聴覚等コミュニケーションに不都合な方がふれあい集う場づくり）
 - オ 老人福祉センター（老人福祉センター「白寿会館」・寺井老人福祉センター

「亀齢荘」の運営

- ⑥ふれあい福祉運動会の開催（7月9日（日）根上総合文化会館）
- ⑦子育て応援ヘルパーの派遣
- ⑧福祉バスの運営
- ⑨~~⑩~~福祉移送サービスの運営（年間登録費1,000円、基本料金片道200円から500円、当日のキャンセル料の徴収等、H29.4.1より改訂）

（3）各種相談窓口等の開設

- ①能美資金の貸付
- ②生活福祉資金利用に関する相談
- ③心配ごと相談所
- ④日常生活自立支援事業利用に関する相談
- ⑤弁護士無料相談・行政書士無料相談
- ⑥子育て中のママ同士の経験を活かしたママ友相談（親子サロンの中で実施）

（4）民生委員児童委員、ボランティア等と協力、連携をはかりながらの見守り、相談活動や生活支援活動（要件有）

- ①歳末お見舞金贈呈
- ②手づくりお弁当の配達・提供（市内3会場にて調理）
 - ア 一人暮らし高齢者等へのふれあい弁当
 - イ 産前産後の方への子育て応援弁当（健康推進課との連携による）（~~⑩~~1世帯の利用数を2食から3食に拡大）
 - ウ ⑩生活困窮世帯児童への学習応援弁当（福祉課との連携による）（8月中に6回開催）
- ③一人暮らし高齢者等への傾聴訪問
- ④聴覚障害のある方への広報「のみ」等の音訳

3. 地域福祉活動をすすめる人材育成とその活動の支援（福祉教育）

（1）ボランティア・コミュニティ活動支援センターの運営

- ①ボランティアに関する相談窓口（登録・斡旋・機材貸出・プルタブ、古切手、ベルマーク等収集の受付）
- ②ボランティア講座開催
 - ア ジュニアボランティア体験（小学生向け）
 - イ 中学生ボランティア体験（中学生向け）
 - ウ 高校生ボランティア体験（高校生向け）
 - エ 企業ボランティアセミナー（企業向け）
- ③ボランティア保険加入助成
- ④ボランティアグループ助成（1グループ上限5万 要件有）
- ⑤ボランティア連絡協議会活動助成と活動支援（情報誌ボラ・はあとの発行含む）

- ⑥福祉協力校活動助成（市内8小学校、3中学校、1高等学校が対象）
- ⑦ボランティアセンターだより（年4回）ボランティアだより（毎月）及びホームページの運営
- ⑧プルタブの収集と換金及び、車いすを購入し市内福祉施設等に贈呈する。
- ⑨災害ボランティアセンターの情報収集及びその運営に備える。
- ⑩能美市民ボランティアフェスティバル開催（8月6日（日）根上総合文化会館）
- ⑪喫茶「あい・テラス」開催（年2回）

（2）ファミリー・サポート・センターの運営

- ①協力会員・依頼会員等会員による助けあい組織の運営（登録、斡旋、保険加入）
- ②各種研修会（協力会員養成講座、子育て応援ヘルパー養成講座含む）・会員交流会の開催
- ③ファミ・サポだよりの発行

4. 介護保険等の在宅サービスの提供

【能美市社会福祉協議会ヘルパーステーション能美】

- ①営業日 1月1日～12月31日まで
- ②営業時間 8時30分～17時15分（但し、24時間対応できるものとする）
- ③職員体制
 管理者1名（兼訪問介護員・介護福祉士）
 サービス提供責任者2名（兼訪問介護員・介護福祉士）
 登録型訪問介護員6名（介護福祉士3名、介護職員初任者研修課程修了者3名）
 訪問型サービスA登録型ホームヘルパー2名（介護職員初任者研修課程修了者1名、ライフサポーター活動支援講座修了者2名）
- ④事業計画 別記2

【能美市社会福祉協議会能美居宅介護支援事業所】

- ①営業日 月～金曜日（但し、祝祭日、12月29日～1月3日は休業）
- ②営業時間 8時30分～17時15分（電話等により24時間常時連絡可能な体制をとるものとする）
- ③職員体制
 管理者1名（兼主任介護支援専門員）
 介護支援専門員4名（うち3名主任介護支援専門員）
- ④事業計画 別記3

5. 能美市寺井高齢者支援センターの運営

- ①営業日 月～金曜日（但し、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く）
- ②営業時間 8時30分～17時15分（電話等により24時間常時連絡可能な体制をとるものとする）
- ③職員体制 センター長1名（兼任 社会福祉士）、管理者1名（主任介護支援専門員）看護師2名、社会福祉士1名
- ④事業計画 **別記4**

別記2

平成29年度能美市社会福祉協議会ヘルパーステーション能美事業計画

【運営方針】

- 1 訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活援助全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
- 3 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行う事を基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリングの結果を指定介護支援事業者へ報告するものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町、各地区高齢者支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業計画】

事業名	目標値	実利用者数	利用延べ回数	日平均延べ回数
介護保険（みなし含む）		30人	4,200回/年	11.5回/日
総合事業（訪問型サービスA）		12人	624回/年	—
障害者総合支援		6人	480回/年	1.8回/日
生活支援ヘルパー（受託）		1人	12回/年	—

1 利用者増の取組み

- ・研修会への積極的参加、事業所内での勉強会を開催し、サービス人材の質の更なる向上を図る。
- ・適切なサービス提供により、納得の得られる質の確保と効率化を図る。
- ・居宅介護支援事業所等に空き情報等を随時発信し、新規顧客の獲得を図る。

2 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業の展開

- ・平成28年10月から開始された緩和した基準のなかでの訪問型サービスAについて、市からの受託で実施し、介護保険での訪問介護事業に支障のない範囲で積極的に展開する。
- ・たすけあい・ライフサポーター活動支援講座での修了生の中から訪問型サービスAの活動希望者を積極的に受入れる。

3 在宅福祉サービスの充実

- ・住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、生活支援ヘルパー派遣事業を受託。
- ・生活援助員派遣事業（一声訪問・出前講座等）を通して、地域の関係機関とのパイプ役を担い、孤立しがちな人達を支援するとともに、要支援者の早期発見に努める。

4 事業所の資質向上

- ・平成29年4月より人材の質や確保、介護職員の活動環境の整備など厚生労働省が定める基準該当生活介護に適合している場合に認められる「特定事業所加算Ⅱ」を算定することとする。これまで以上にサービスの質の向上を目指したサービスを実施するとともに、算定体制を確保することに努める。
- ・利用者の意向及び満足度調査の実施、自己評価・介護サービス事業所自己チェックリストを活用するなど、介護サービス情報の公表を通し、他事業所・地域との連携を図り、信頼され、選ばれる事業所を目指す。

別記3

能美市社会福祉協議会能美居宅介護支援事業所事業計画

【運営方針】

- 1 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるように配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況や、その置かれている環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町、各地区高齢者支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

【事業計画】

	年間目標	月間目標	備 考
29年度目標売上	26,927千円	2,244千円	介護給付・予防給付・総合事業・認定調査・住宅改修を含む
29年度目標顧客数	1,956人	163人	

1 居宅サービス計画の作成

- ・特定事業所加算（Ⅱ）の算定体制を確保する。

- ・ 取り扱う利用者数は、介護支援専門員一人当たり 35 件未満とする。
 - ・ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を開催する。(毎週水曜日 8:30~)
 - ・ 中重度者や支援困難ケースを積極的に受入れ、高齢者支援センターとの連携を図りながら取り組む。
 - ・ 計画的に研修を実施し、資質の向上を図る。
 - ・ 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応する。
 - ・ 介護支援専門員実務研修に協力、または、協力体制を確保する。
- 2 介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメントの実施
- ・ 取り扱う利用者数は、居宅介護支援業務に支障のない範囲として、原則要介護認定を受けた利用者とする。
- 3 要介護認定調査(更新)の実施
- 4 事業所の資質向上
- ・ 利用者の意向及び満足度調査の実施、自己評価・介護サービス事業所自己チェックリストを活用するなど、介護サービス情報の公表を通し、他事業所・地域との連携を図り、信頼され、選ばれる事業所を目指す。

別記 4

平成 29 年度能美市寺井高齢者支援センター事業計画

【運営方針】

1. 高齢者等が、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉等による公的サービスのみならず、地域の様々な社会資源と連携し、活用できるように適切に組み合わせ、包括的および継続的に支援を行う。
2. 高齢者等が、心身の健康が保持でき、いつまでも元気に暮らすための健康づくりや介護予防・生活支援に取り組むとともに、地域の担い手としていきいきと活躍できるまちづくりを進める。

【事業計画】

1. 総合相談支援業務
地域におけるネットワークの構築を図り、高齢者の様々な相談に応じ適切なサービス利用や機関・制度につなぎ、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援を行う。
2. 権利擁護業務
地域の高齢者の権利や安心が守られ、尊厳を保持した生活が維持できるように専門的・継続的な視点から必要な対応を検討し支援を行う。
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、多職種や地域の様々な社会資源、関係機関との連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う。
また、介護予防や自立支援の啓発を行い、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行う。

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

介護が必要な状態になることを予防し、高齢者の自立支援を資するよう心身機能の改善だけではなく地域の中で生きがいや役割を持って生活できるように、より効果的なケアマネジメントを行う。

5. 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

ア 在宅生活医療コーディネーター、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター（第2層）をそれぞれ、配置する。

イ 地域ケア会議（高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える地域づくりを同時に進めていくために地域包括支援センター等が主催する会議）を開催する。

ウ 介護予防の啓発をすすめるための出前講座や認知症の理解を進める認知症サポーター養成講座等を開催する。

